① 公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
② 公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
ロ 当機構との間の取引高
ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
ニ １者応札又は１者応募である場合はその旨
③ 当方に提供していただく情報
イ 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
④ 公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内
⑸ 手続における交渉の有無　無
⑹ 契約書作成の要否　要
⑺ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴②に同じ。
⑻ 詳細は入札説明書による。

6 Summary
⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Director General of Central Tokyo Branch Office, Urban Renaissance Agency
⑵ Classification of the services to be procured : 42
⑶ Subject matter of the contract : The environmental assessment investigation in the Yotsuya district.
⑷ Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 1 April 2015
⑸ Time limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M. 7 May 2015 (tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. 7 May 2015)
⑹ Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Central Tokyo Branch Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjyuku, Shinjyuku-ku, Tokyo 163―1313 TEL 03―5323―0469

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

四谷駅前地区通損補償等説明支援、営業補償調査・算定業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 27 年３月 18 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

○第 13 号

1　業務概要
⑴ 業務名　四谷駅前地区通損補償等説明支援、営業補償調査・算定業務
⑵ 業務内容　四谷駅前地区通損補償等説明支援、営業補償調査・算定業務
⑶ 履行期限　平成28年３月11日

2　申請の時期　平成27年３月18日から４月１日までとする（土曜日及び日曜日を除く。）。

3　申請の方法
⑴ 設計共同体としての競争参加資格申請書の入手方法　「設計共同体としての競争参加資格申請書」（以下「申請書」という。）は、平成27年３月18日から、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部経理チーム（〒163―1313 新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13階　電話03―5323―0469）において設計共同体として資格を得ようとする者に交付する。
⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に「四谷駅前地区通損補償等説明支援、営業補償調査・算定業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶ 申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月27日官報（政府調達第201号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴ 資格　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
構成員は、次の①から⑤及び⑧の条件をすべて満たしていること。また、⑥及び⑦についてはいずれかの構成員が必要な資格要件とする。
① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。
③ 当機構の東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「補償」の業種区分の認定を受けていること。
④ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）
⑥ 平成16年度以降に受注し、完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務の実績を含む。）※を有すること。
Ａ 第一種市街地再開発事業施行地区における従前の権利者（借家権者を含む）100名以上の「通損補償・明渡し説明支援業務」かつ20件以上の「営業補償調査・算定業務」
Ｂ 第一種市街地再開発事業施行地区における従前の権利者（借家権者を含む）50名以上の「通損補償・明渡し説明支援業務」かつ10件以上の「営業補償調査・算定業務」
※上記業務の実績に関する補足説明は以下のとおり。
・「通損補償・明渡し説明支援業務」と「営業補償調査・算定業務」の各業務を同一地区で分割して受注し、完了した場合も可。
・「通損補償・明渡し説明支援業務」と「営業補償調査・算定業務」の各業務を別地区で受注し、完了した場合も可。
・「通損補償・明渡し説明支援業務」の実績権利者数もしくは「営業補償調査・算定業務」の実績件数を複数地区で合算することは不可。
⑦ 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
１）下記のいずれかの資格等を有する者であること。
・補償関連部門及び総合補償部門の補償業務管理士の資格を有し、補償業務管理士台帳への登録を行っている者
・再開発プランナーの資格を有し、登録証の交付を受けている者
２）平成16年度以降に、上記⑥に掲げる業務の経験を有する者であること。
３）申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること
⑧ 上記①から⑦に定めるものの他、掲示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。